「国民保護に関するときがわ町計画」変更の概要について

１　国民保護に関するときがわ町計画

武力攻撃事態等が発生した場合に、町民を安全に避難・救援するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」及び「国民保護に関する埼玉県計画」に基づき、平成１９年３月に「国民保護に関するときがわ町計画」を策定しました。

今回、国の「国民の保護に関する基本指針」と「国民保護に関する埼玉県計画」が変更されたこと及び「ときがわ町地域防災計画」との整合を図るため計画を変更しました。

２　変更時期

平成２８年３月

３　主な変更内容

（１）国の「国民の保護に関する基本指針」及び「国民保護に関する埼玉県計画」の変更に伴うもの

ア　武力攻撃事態等合同対策協議会の新設

国の現地対策本部長が関係地方公共団体の国民保護対策本部等と情報交換や相互協力を行うため、必要に応じて開催する。町は、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報交換や相互協力に努める。

イ　現地調整所の新設

町は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置する。

（２）ときがわ町地域防災計画と整合を図るもの

平成２６年３月の「ときがわ町地域防災計画」修正に伴う町国民保護対策本部の組織及び担当業務の見直し

（３）その他

町の概況についての時点修正と町の組織改正を反映